

京 都 大 学 原 子 炉 実 験 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学原子炉実験所規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学原子炉実験所(以下「<u>原子炉実験所</u>」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>原子炉実験所</u>は、原子炉による実験及びこれに関連する研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。</p> <p>(所長)</p> <p>第3条 <u>原子炉実験所</u>に、所長を置く。</p> <p>2 所長は、京都大学の教授をもって充てる。</p> <p>3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 所長は、<u>原子炉実験所</u>の所務を掌理する。</p> <p>(副所長)</p> <p>第3条の2 <u>原子炉実験所</u>に、副所長2名を置く。</p> <p>2 副所長は、<u>原子炉実験所</u>の専任の教授のうちから所長が指名する。</p> <p>3 副所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 副所長は、所長の職務を助ける。</p> <p>(協議員会)</p> <p>第4条 <u>原子炉実験所</u>に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第33条に定める事項を審議するため、協議員会を置く。</p> <p>2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第5条 <u>原子炉実験所</u>に、その運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。</p> <p>2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</p> <p>(共同利用運営委員会)</p> <p>第5条の2 <u>原子炉実験所</u>に、第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、共同利用運営委員会を置く。</p> <p>2 共同利用運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。</p>	<p style="text-align: center;">京都大学複合原子力科学研究所規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学複合原子力科学研究所(以下「<u>複合原子力科学研究所</u>」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>複合原子力科学研究所</u>は、原子炉による実験及びこれに関連する研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。</p> <p>(所長)</p> <p>第3条 <u>複合原子力科学研究所</u>に、所長を置く。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 所長は、<u>複合原子力科学研究所</u>の所務を掌理する。</p> <p>(副所長)</p> <p>第3条の2 <u>複合原子力科学研究所</u>に、副所長2名を置く。</p> <p>2 副所長は、<u>複合原子力科学研究所</u>の専任の教授のうちから所長が指名する。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p> <p>(協議員会)</p> <p>第4条 <u>複合原子力科学研究所</u>に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第33条に定める事項を審議するため、協議員会を置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第5条 <u>複合原子力科学研究所</u>に、その運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(共同利用運営委員会)</p> <p>第5条の2 <u>複合原子力科学研究所</u>に、第2条の共同利用による研究の実施に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、共同利用運営委員会を置く。</p> <p>2 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>(研究部門)</p> <p>第6条 <u>原子炉実験所</u>の研究部門は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>原子力基礎工学研究部門 粒子線基礎物性研究部門 放射線生命科学研究部門 (附属研究施設)</p> <p>第7条 <u>原子炉実験所</u>に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p>粒子線腫瘍学研究センター 安全原子力システム研究センター</p> <p>2 附属の研究施設に長を置き、<u>原子炉実験所</u>の教授をもって充てる。</p> <p>3 附属の研究施設の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。</p> <p>(研究科の教育への協力)</p> <p>第8条 <u>原子炉実験所</u>は、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。</p> <p>理学研究科 医学研究科 工学研究科 農学研究科 エネルギー科学研究科 (事務組織)</p> <p>第9条 <u>原子炉実験所</u>の事務組織及び技術室については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(内部組織)</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか、<u>原子炉実験所</u>の内部組織については、所長が定める。</p>	<p>(研究部門)</p> <p>第6条 <u>複合原子力科学研究所</u>の研究部門は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>原子力基礎工学研究部門 粒子線基礎物性研究部門 放射線生命科学研究部門 (附属研究施設)</p> <p>第7条 <u>複合原子力科学研究所</u>に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p>粒子線腫瘍学研究センター 安全原子力システム研究センター</p> <p>2 附属の研究施設に長を置き、<u>複合原子力科学研究所</u>の教授をもって充てる。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p> <p>(研究科の教育への協力)</p> <p>第8条 <u>複合原子力科学研究所</u>は、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。</p> <p>理学研究科 医学研究科 工学研究科 農学研究科 エネルギー科学研究科 (事務組織)</p> <p>第9条 <u>複合原子力科学研究所</u>の事務組織及び技術室については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(内部組織)</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか、<u>複合原子力科学研究所</u>の内部組織については、所長が定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>